

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正について

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成 2 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項に後段として次のように加える。

別表備考第 1 項の科目等履修生又は同表備考第 2 項の聴講生の記録に係る証明書を発行する場合も、同様とする。

第 6 条第 2 項中「生徒」の次に「及び別表備考第 1 項の科目等履修生」を加える。

別表備考第 3 項中「教育委員会」を「学校」に改める。

第 2 条 熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項、第 5 条第 3 号、第 6 条及び別表対象者の欄中「生徒」を「学生」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

学校教育法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 50 号）の施行等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。